

東京学芸大学特任教授に関する規程の一部改正について

改正理由：教職大学院を担当する附属学校教員についても称号を付与できるよう、所要の改正を行うものである。

平成 20 年規程第 9 号（平成 20 年 3 月 3 日制定）（平成 20 年 3 月 3 日役員会 審議・承認）

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第 2 条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成 16 年規則第 27 号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、<u>本学の運営上特に必要な業務に従事する者、及び大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する本学附属学校教員で、東京学芸大学教員選考基準（平成 16 年 3 月 18 日制定）に定める教授、准教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。</u> 〔省略〕 （付与期間） 第 5 条 <u>有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき雇用される者が特任教授等を称することができる期間は、本学に勤務する期間とする。</u> <u>2 教職大学院を担当する附属学校教員が特任教授等を称することができる期間は、当該担当を命ぜられた期間とする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 20 年 3 月 3 日から施行する。</u>	〔省略〕 （定義） 第 2 条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成 16 年規則第 27 号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、<u>本学の運営上特に必要な業務に従事し、東京学芸大学教員選考基準（平成 16 年 3 月 18 日制定）に定める教授、准教授又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。</u> 〔省略〕 （付与期間） 第 5 条 <u>特任教授等を称することができる期間は、有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき、本学に勤務する期間とする。</u> 〔省略〕